

中国税務速報

2023年2月15日

1. 【財政部税務総局公告 2023 年第 1 号】小規模納税者の増値税減免等の政策

小規模納税者に対する増値税減免等の政策は以下のとおりです。

- 一．2023年1月1日～2023年12月31日、増値税小規模納税者は月次売上高が10万元以下（10万元を含む）まで、増値税は免除されます。
- 二．2023年1月1日～2023年12月31日、小規模納税者が3%の徴収率を適用される場合、1%の軽減税率が適用されます。3%の前納徴収率に適用される項目について、1%の軽減税率が適用されます。
- 三．2023年1月1日～2023年12月31日、増値税加算控除政策は以下のとおり実施されます。
 - 1.生産性サービス業の納税者は、当期の控除可能な仕入増値税を5%加算して納税額から控除することが認められます。生産性サービス業の納税者とは、郵政サービス、電信サービス、近代的サービス、および生活サービスの提供による売上高が総売上高の50%を超える納税者を指します。
 - 2.生活サービス業の納税者は、当期控除可能な仕入増値税を10%加算して納税額から控除することが認められます。生活性サービス業の納税者とは、生活サービスの提供により取得した売上高が、全売上高の50%を超える納税者を指します。
- 四．本公告の規定により、減免可能な増値税が本公告の公布日前に徴収された場合、以降納税期間において納税額から控除または還付することができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5183530/content.html>

2. 【財政部税務総局公告 2023 年第 2 号】個人所得税優遇措置延期の公告

個人所得税の優遇政策が以下のとおり変更されます。

- 一．『財政部 税務総局による年度一括賞与等、個人所得税の優遇政策の継続的实施に関する公告』では、上場企業株式インセンティブ分離課税優遇政策が2023年1月1日から2023年12月31日まで延長されます。

詳細は次のとおりです。居住者個人が取得する株式オプション、株式増値権、制限付株式、株式奨励などの株式インセンティブを取得し、対応する条件を満たした場合、当年度の総合所得に計上せず、全額を単独で総合所得税率表を適用して個人所得税を計算します。計算式は次のとおりです。納税額＝株式インセンティブ収入×適用税率－速算控除額。居住者個人が1つの納税年度内に2回以上（2回を含む）の株式インセンティブ収入を取得した場合、合計して個人所得税を計算・納付しなければならない

- 二．『財政部 税務総局 証券監督管理委員会による上海 - 香港、深圳-香港株式市場相互接続メカニズム、および大陸と香港基金の相互承認に関する個人所得税政策の継続实施に関する公告』に規定する個人所得税優遇政策は、2023年1月1日から2023年12月31日まで継続して実施されます。

内容は、本土の個人投資家が滬港通（上海-香港ストックコネクト）、深港通（深圳-香港ストックコネクト）を通じて香港証券取引所に上場されている株式に投資して得た移転価格差額所得と基金の相互承認を通じて香港ファンドの売買によって取得した移転価格差額所得に対して、2019年12月5日から2023年12月31日まで、引き続き個人所得税が免除されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5183687/content.htm>